

## 事業内容

### 1.発行主体

笠置町

### 2.配布対象者

令和5年10月1日現在で笠置町住民基本台帳に登録されている方で、交付を希望される方

### 3.地域振興券

一人当たり5,000円分の地域振興券を配布

使用期間は令和5年12月1日～令和6年2月29日

※1冊あたり10枚綴り（500円分を10枚）

### 4.登録できる事業者（取扱店）

申請日現在で、笠置町内において商業、工業、製造業、建設業、サービス業等を営む事業者で、公序良俗に反せず、反社会的勢力に属さない事業者

### 5.登録方法

登録申請書に必要な事項を記入のうえ、笠置まちづくり株式会社へ令和5年11月15日（水）までに提出（FAX、メール可）

※期限を過ぎても申請は可能ですが、「取扱店一覧」等の印刷物に店舗名等の記載はできません。

※募集要領及び登録申請書は、笠置町ホームページからも入手可能です

### 6.換金

令和5年12月～令和6年3月10日まで、毎月10日、25日に笠置まちづくり株式会社において換金（口座振込）

※最初に換金手続きをされる際、振込口座を指定してください。

※換金日が土日祝日の場合は、その前の平日

※最終の換金日（令和6年3月10日）を過ぎると、換金できません

### 7.その他

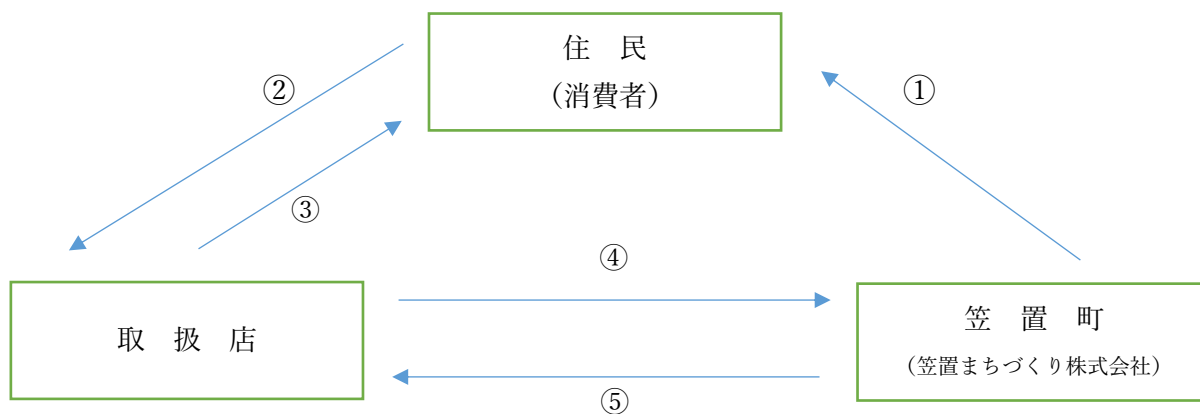
問い合わせ先及び提出先

笠置まちづくり株式会社

Tel：95-2088 Fax：95-2088 ※日・月・火を除く10時～17時

Mail：info@kasagi-machi.org

## 地域振興券のフローチャート



① 笠置町から地域振興券を交付

② 登録された取扱店で地域振興券を使用

※使用期間は令和5年12月1日から令和6年2月29日まで

③ 取扱店が商品やサービスを提供

④ 取扱店が使用済みの地域振興券を換金請求

※換金場所は笠置まちづくり株式会社

※換金期限は令和6年3月10日まで

⑤ 口座振込により換金

※地域振興券の枚数（金額）にかかわらず、全て口座振込とさせていただきます。予めご了承ください。